福井県理容美容専門学校学則

第１章　　総　則

（名称）

第1条　本校は福井県理容美容専門学校という。

（位置）

第2条　本校は福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島３４号３番地２に設置する。

（目的）

第３条　本校は教育基本法の精神に則り、学校教育法ならびに理容師法、美容師法に従い、理容美容に関する学術理論を、教授して基礎知識と技能を修得せしめて、公衆衛生　の普及ならびに文化の発達に貢献する有益な人材を育成することを目的とする。

第２章　　課程、学科および修業年限、定員ならびに休業日

（課程・学科・修業年限・定員）

第４条　　本校の課程、学科および修業年限ならびに定員は次のとおりとする。

課程名	学科別	昼夜間の別	修業年限	入学定員	総定員	同時に授業を行う生徒の数（学級数）
専門課程	理容科	昼間	２年	５名	10 名	40 名（1 学級）
	美容科	昼間	２年	45 名	90 名	40 名（2 学級）

（学年・学期）

第５条　　本校の学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２．学期は、次のとおりとする

１学期　　４月１日から　８月 31 日まで

２学期　　９月１日から 12 月 31 日まで

３学期　　１月１日から　３月 31 日まで

（休業日）

第６条　休業日を、次のとおりとする。ただし福井県理容美容専門学校校長(以下、「校長」という。）は、必要あると認める場合は、休業日を変更することができる。

（１）土曜・日曜日

（２）国の定めた祝祭日

（３）夏季休業日　　7月下旬から8月31日まで

（４）冬季休業日　　12月下旬から1月上旬まで

（５）春季休業日　　3月下旬から4月上旬まで

第３章　　教育課程および授業時間数ならびに教職員組織

（教育課程、授業時間数）

第７条　本校の教育課程及び授業時間数は以下のとおりとする。

２．下記表に定める授業時間数の１単位時間は５０分とする。

３．下記に掲げる次の課目以外の課目について、同時授業を行うことがある。

理容科　理容文化論　理容技術理論　理容運営管理　理容実習

トータルファッション　美顔術&マッサージ　理容総合技術　ﾋﾞｭｰﾃｨｰｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ

美容科　美容文化論　美容技術理論　美容運営管理　美容実習

メイクアップ　着物着付け　美容総合技術　ﾋﾞｭｰﾃｨｰｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ

理容科

課　　目	1学年	2学年	合計	単位
必　修　課　目				
関係法規	30		30	1
衛生管理	60	30	90	3
保健	60	30	90	3
香粧品化学	30	30	60	2
文化論	30	30	60	2
理容技術理論	120	30	150	5
運営管理	0	30	30	1
理容実習	390	510	900	30
合計	720	690	1,410	47
選択必修課目				
一般教養課目				
パーソナルカラー	30		30	1
接客マナー		60	60	2
ヘアカラー(選択)		[30]	[30]	[1]
ビューティーアドバイザー（選択）		[30]	[30]	[1]
介助福祉(選択)		30	30	1
専門教育課目				
エステティック	60		60	2
トータルファッション	60		60	2
ネイル	60		60	2
美顔術&マッサージ	60		60	2
総合	30	180	210	7
合計	300	300	600	20
必修課目授業時間数	720	690	1,410	47
選択必修課目授業時間数	300	300	600	20
合　　計	1,020	990	2,010	67

美容科

課　　目	1学年	2学年	合計	単位
必　修　課　目				
関係法規	30		30	1
衛生管理	60	30	90	3
保健	60	30	90	3
香粧品化学	30	30	60	2
文化論	30	30	60	2
美容技術理論	120	30	150	5
運営管理	0	30	30	1
美容実習	390	510	900	30
合計	720	690	1,410	47
選択必修課目				
一般教養課目				
パーソナルカラー	30		30	1
接客マナー		60	60	2
ヘアカラー(選択)		[30]	[30]	[1]
ビューティーアドバイザー(選択)		[30]	[30]	[1]
ブライダル論(選択)		[30]	[30]	[1]
介助福祉(選択)		[30]	[30]	[1]
専門教育課目				
エステティック	60		60	2
メイクアップ	60		60	2
ネイル	60		60	2
着物着付け	60		60	2
総合	30	180	210	7
合計	300	300	600	20
必修課目授業時間数	720	690	1,410	47
選択必修課目授業時間数	310	290	600	20
総合計	1,020	990	2,010	67

（出席・成績評価）

第８条　出席時間数は8割以上の出席をもって履修したものとみなす。

２．成績評価は、各授業課目において行う試験、実習の成果、履修状況および出席時間数等を勘案して行う。

（始業・終業時刻）

第９条　本校の始業および終業の時刻は次のとおりとする。

午前９時００分から午後３時５０分まで

（教職員組織）

第10条　　本校には次の教職員を置く。

（１）校長　　１名

（２）教頭　　１名

（３）事務長　　１名

（４）教職員　　７名以上

２．校長は校務を掌り、所属教職員を監督する。

３．教頭は校長を補佐し、教育を掌る。

第４章　　入学・休学・復学・転入学・退学・卒業および賞罰

（入学資格）

第11条　本校の入学資格は学校教育法第125条3に規定するものとする。

（入学時期）

第12条　本校の入学時期は、毎年4月とする。

（入学の手続き）

第13条　本校の入学手続きは、次のとおりとする。

（１）本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、別表第１に定められた入学検定料および必要書類を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

（２）前号の手続きを終了した者に対して、書類選考ならびに面接試験の結果により、合格者を決定する。

（３）本校に合格した者は、学校が指定する期日までに別表第１に定められた入学金等を添えて入学手続きをとらなければならない。

（休学・複学）

第14条　学生が疾病その他やむを得ない事由によって休学する場合は、校長の許可を受けなければならない。ただし休学の期間は１年以内とする。

２．前項の者が復学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

（転入学）

第15条　本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進度が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認められた場合には、選考の上許可することができる。

（退学）

第16条　退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

（卒業の認定と証書および称号の授与）

第17条　校長は第８条に定める授業課目の成績評価に基づき、卒業認定委員会（卒業判定会議）を主宰し、卒業証書を授与し、専門士（特定専門課程）の称号を授与する。

（褒賞）

第18条　成績優秀にして他の模範となる者について褒賞することができる

（懲戒）

第19条　校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合において、教育上必要と認められる場合には、学生に対して懲戒を加えることができる。

２．懲戒の種類は、訓告、停学及び除籍とする。
３．除籍は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。
（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者
（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
（３）正当な理由がなくて出席が常でない者
（４）学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
（５）授業料その他の納付金を３ヶ月以上滞納した者

第５章　入学金および授業料等

（納付金）
第20条　本校の入学検定料、入学金、施設設備資金、授業料および実習厚生費は別表第１のとおりとする。
第21条　既に納付した納付金は、原則として返還しないものとする。
（健康診断）
第22条　学校保健法第６条の規定に基づき、健康診断は入学時１回別に定めるところにより実施する。

第６章　　特別奨学金制度

（特別奨学金制度）
第23条　校長は必要と認める条件に該当する者に対し、特別奨学金制度を適用する。
（特別奨学金制度の適用範囲）
第24条　特別奨学金制度の適用範囲および上限は次のとおりとする。
(1)　総合型選抜入試の受験者に対し、入学検定料の１０，０００円および入学金の１５０，０００円の2分の1の額を上限として入学後に給付する。ただし、本制度の受給条件を満たす者が、他の制度により同等の給付を受給できうる場合は本制度を適用しないものとする。
(2) 次の各号に掲げる者に対して月額１０，０００円を上限として給付する。
① 公共交通機関利用通学者
② 遠隔地（嶺南、県外など）から入学し、下宿・アパートから通学する者
③ その他校長が特に必要と認めた者
（給付申請書）
第25条　前条各号の適用については給付申請書(別記様式1)を提出させるものとする。
（審査）
第26条　校長は前条の申請について審査し、適当と認められる場合には申請額の全部または一部を給付する。

第７章　　付帯教育事業

第27条　本校の付帯教育事業は次のとおりとする。

１．通信課程

科　名	修業年限	入学定員	総定員	同時に授業を行う生徒の数（1 学級）
理容科【修得者課程(理容科)】	３年【１年半】	5 名【5 名】	15 名【5 名】	20 名（1 学級）
美容科【修得者課程(美容科)】	３年【１年半】	15 名【5 名】	45 名【5 名】	40 名（1 学級）

２．別科に関しては別に定める。

第８章　　雑則

（雑則）

第28条　この学則の実施に関して、必要な細則は別に定める。

附　　則

１．この学則は昭和31年６月１日より施行する。

２．この学則は昭和51年４月１日より施行する。

３．この学則は平成元年４月１日より施行する。

４．この学則は平成２年４月１日より施行する。

５．この学則は平成３年４月１日より施行する。

６．この学則は平成３年10月１日より施行する。

７．この学則は平成４年４月１日より施行する。

８．この学則は平成５年４月１日より施行する。

９．この学則は平成６年４月１日より施行する。

10．この学則は平成７年４月１日より施行する。

11．この学則は平成８年４月１日より施行する。

12．この学則は平成９年４月１日より施行する。

13．この学則は平成10年４月１日より施行する。

14．この学則は平成12年2月１4日より施行する。

15．この学則は平成14年４月１日より施行する。

別科美容科定員数の変更

16．この学則は平成19年４月１日より施行する。

17．この学則は平成20年4月1日より施行する。

本科、別科美容科定員数の変更

18．この学則は平成21年４月１日より施行する。

19．この学則は平成22年４月１日より施行する。

20．この学則は平成23年４月１日より施行する。

21．この学則は平成24年4月1日より施行する。

22．この学則は平成26年4月1日より施行する。

ただし､通信課程の特別奨学金についての適用は平成２７年度通信課程生からとする。

23．この学則は平成27年4月1日より施行する。

24．この学則は平成28年4月1日より施行する。

25．この学則は平成30年4月1日より施行する。

26. この学則は平成30年10月1日より施行する。
27. この学則は令和2年4月1日より施行する。
28. この学則は令和4年4月1日より施行する。
29. この学則は令和5年4月1日より施行する。
30. この学則は令和6年4月1日より施行する。
31. この学則は令和7年4月1日より施行する。
32. この学則は令和8年4月1日より施行する。

別表　第１

（昼間課程）

入学検定料および納付金

単位：円

入学検定料	10,000
入　学　金	150,000
施設設備資金	250,000
授　業　料	40,000（月額）
実習厚生費	25,000（月額）
教　材　費	700,000（2 年間）

（別科に関する補足事項）

学則第27条第2項に掲げる別科の補足事項を、次のとおり定める。

（学年）

１.通信課程は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

２. 修得者通信課程は、10月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。

（教育課程及び授業時間数）

２．教育課程及び授業時間数等は、別表第２のとおりとする。

（２）通信課程は、卒業までに履修させる授業時間数は、305時間とする。

（３）修得者通信課程の、卒業までに履修させる授業時間数は240時間とする。

（入学資格）

３．入学資格は次のとおりとする。ただし通信課程は、理・美容所に従事していることを条件とする。

（２）学校教育法第125条3に規定するものとする。

（入学時期）

４．入学時期は、毎年10月とする。

（納付金）

５．入学検定料、入学金、施設設備資金、授業料および実習スクーリング費は、別表第３および別表４のとおりとする。

（通信養成を行う地域）

６．通信養成を行う地域を、原則として福井県内とする。

（添削指導のための組織等）

７．本校に教育相談窓口を設置し、随時質問・相談を受け付ける。

（２）通信授業及び添削指導に係る事務の一部を、社団法人日本理容美容教育センターに委託する

（３）委託事務の範囲は、教材の配本とする。

（卒業の認定と証書および称号の授与）

８．校長は学則第17条の規定を準用するが、日本理容美容教育センターの卒業認定の添削指導を必要要件とする。

別表　第２

通信課程

理容科

課目区分	教科課目	授業時間数合計	添削指導回数
必修課目	関係法規、制度	10	3
	衛生管理	30	4
	保健	25	3
	香粧品化学	30	2
	文化論	10	2
	理容技術理論	10	8
	運営管理	5	3
	理容実習	175	6
選択必修課目	トータルファッション	5	0
	カウンセリング	5	0
必修課目授業時間数		295	31
選択必修課目授業時間数		5	0
総　授　業　時　間　数		305	31

美容科

課目区分	教科課目	授業時間数合計	添削指導回数
必修課目	関係法規、制度	10	3
	衛生管理	30	4
	保健	25	3
	香粧品化学	30	2
	文化論	10	2
	美容技術理論	10	8
必修課目	運営管理	5	3

	美容実習	175	6
選択必修課目	トータルファッション	5	0
	カウンセリング	5	0
必修課目授業時間数		295	31
選択必修課目授業時間数		5	0
総　授　業　時　間　数		305	31

修得者課程（理容科）

課目区分	教科課目	授業時間数合計
必修課目	理容技術理論	10
	理容実習	225
選択必修課目	トータルファッション	5
必修課目授業時間数		235
選択必修課目授業時間数		5
総　授　業　時　間　数		240

修得者課程（美容科）

課目区分	教科課目	授業時間数合計
必修課目	美容技術理論	10
	美容実習	225
選択必修課目	トータルファッション	5
必修課目授業時間数		235
選択必修課目授業時間数		5
総　授　業　時　間　数		240

別紙第３

（通信課程生）

単位：円

入学検定料	10,000
入　学　金	150,000
施設設備資金	200,000
授　業　料	200,000（年額）
実習スクーリング費	50,000（年額）

＊ただし、修得者課程は該当しない

別紙第４

修得者課程（理容、美容科）

入学検定料および納付金

単位：円

入学検定料	10,000
入　学　金	75,000
施設設備資金	100,000
授　業　料	100,000/半年
実習スクーリング費	25,000/半年

＊ただし福井県理容美容専門学校卒業生は入学検定料および入学金は免除とする。